

三重県内に本支店を有する金融機関への要請事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な業種に、売上や受注の急減、生産活動の停滞、雇用の維持などの課題が拡大しており、県内経済の動向は予断を許さない状況にある。

中小企業・小規模企業からの相談や訪問を通じて、中小企業・小規模企業の業況や当面の資金繰り等の個々の状況を十分に把握したうえで、資金繰りがさらに厳しくなるおそれのある年度末を乗り越え、中小企業・小規模企業が経営上の不安を解消できるように、

- 1 既往債務について、これまでに行った条件変更の有無にかかわらず、元本や金利の支払を一時的に猶予する返済条件の変更や新たな融資制度への借換の相談などについて、従来の形式にとらわれることなく、迅速かつ柔軟に対応すること。
- 2 新規融資について、各金融機関の緊急融資制度に加え、日本政策金融公庫の特別貸付制度等や県融資制度「セーフティネット資金」等の積極的な活用を含めて、中小企業・小規模企業の資金需要に対して迅速に、かつ、個々の状況に応じて丁寧に対応すること。
- 3 こうした中小企業・小規模企業に対する支援を、迅速かつ適切に実施できる体制を整え、組織の隅々にまで徹底していただくとともに、中小企業・小規模企業の負担が軽減されるよう十分な配慮をお願いしたい。

県内経済の置かれている現在の難局を乗り越えるため、「オール三重」の力を結集し、地域を支える中小企業・小規模企業の経営継続に向けたきめ細かな対応を全力で取り組まれるようお願いする。

令和2年3月13日

三重県知事 鈴木 英敬